

平成二十七年政令第百十八号

平成二十七年政令第百十八号
平成二十七年法第百十八号
保に関する法律による前期高齢者の医療の確
び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及
び割合を定める政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭
和五十七年法律第八十号）第三十四条第二項第二
号及び第四項の規定に基づき、この政令を制定す
る。

（調整対象給付費見込額に係る率）

第一条 平成二十七年法第百十八号
保に関する法律（以下「法」という。）第三
十四条第二項第二号の政令で定める率は、百分
の百四十八とする。

（前期高齢者加入率の下限割合）

第二条 平成二十七年法第百十八号
四項の政令で定める割合は、百分の一とする。

（負担調整基準率）

第三条 平成二十七年法第百十八号第
四項の政令で定める率は、百分の五十一とす
る。

附 則

この政令は、平成二十七年四月一日から施行
する。

附 則（平成二十七年五月二十九日政令第二
四四号）

この政令は、公布の日から施行する。